

## ○情報公開に関する規則施行細則

### (目的)

**第1条** この細則は山形県司法書士会（以下「本会」という。）情報公開に関する規則（以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、必要な開示事項の内容及びその他必要事項を定める。

### (本会に関する情報)

**第2条** 規則第2条に規程する情報開示事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 会 則 全文
- (2) 役員名簿 役職名及び氏名 会長、副会長、常任理事、理事、監事
- (3) 定時総会において承認を受けた前年度の会計に関する財務諸表及び財産目録を開示する。
- (4) 定時総会において報告された前年度の事業報告は、計画事項並びに実施状況を開示する。
- (5) 定時総会において承認された当年度の収支予算書を開示する。
- (6) 定時総会において承認された当年度の事業計画は、事業の計画並びに内容を開示する。
- (7) 支部に関する事項は、支部名・支部長名を開示する。
- (8) その他関係団体に関する事項は、次の団体の主たる事務所・目的・代表者名を開示する。  
公益社団法人 山形県公共嘱託登記司法書士協会  
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート山形支部
- (9) その他本会が相当と認めた事項は、次の事項を開示する。  
理事会において決定した事項

### (司法書士に対する懲戒処分の公開)

**第3条** 司法書士法（以下「法」という。）第47条の懲戒処分に関する事項の公開は、次のとおりとする。

- (1) 被処分者の所属会・氏名並びに事務所所在地
- (2) 処分の内容
- (3) 処分の理由

ただし、公開に際しては、被処分者である司法書士以外の人物等を特定することが可能な情報公開等は公開してはならない。

2 公開の期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第47条第1号 処分の日から1年間

- (2) 法第47号第2号 業務の停止の日から期間終了の翌日より2年経過時までの間
- (3) 法第47条第3号 処分の日から5年間

**(司法書士法人に対する懲戒処分の公開・1)**

**第4条** 法第48条第1項の懲戒処分の公開は、次のとおりとする。

- (1) 被処分者の名称・主たる事務所及び従たる事務所
- (2) 処分の内容
- (3) 処分の理由

ただし、公開に際しては、被処分者である司法書士法人以外の人物等を特定することが可能な情報等は公開してはならない。

2 公開の期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第48条第1項第1号 処分の日から1年間
- (2) 法第48条第1項第2号 業務の停止の日から期間終了の翌日より2年経過時までの間
- (3) 法第48条第1項第3号 処分の日から5年間

**(司法書士法人に対する懲戒処分の公開・2)**

**第5条** 法第48条第2項の懲戒処分に関する事項の公開は、次のとおりとする。

- (1) 被処分者の名称・主たる事務所及び従たる事務所
- (2) 処分の内容
- (3) 処分の理由
- (4) 法第48条第2項第2号の処分にあつては、その従たる事務所

ただし、公開に際しては、被処分者である司法書士法人以外の人物等を特定することが可能な情報等は公開してはならない。

2 公開の期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第48条第2項第1号 処分の日から1年間
- (2) 法第48条第2項第2号 業務の停止の日から期間終了の翌日より2年経過時までの間

ただし、公開に際しては、被処分者である司法書士法人以外の人物等を特定することが可能な情報等は公開してはならない。

**(公開の委託)**

**第6条** 規則第6条により日本司法書士会連合会に公開の委託をする場合には、理事会の承認を受けなければならない。

**(情報公開の中止等)**

**第7条** 規則第7条で定める情報公開の中止等をする場合は、理事会の承認を受けなければならない。

(細則の改廃)

**第8条** この細則の改廃は、理事会の決議による。

**附 則**

(施行期日)

1 この細則は、平成17年4月22日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

1 この細則は、平成25年10月24日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

1 この細則は、平成29年5月20日から施行する。